令和8年度　医療安全に関するセミナー

主　　催：中国四国厚生局
開催方法：中国四国厚生局YouTubeチャンネルにて配信
配信期間：**令和８年11月２日（月）～令和８年12月28日（月）**
対　　象：① 中国地方の医療機関において、医療安全管理体制の中心的役割を行う者
・管理者（医療機関における管理者）
・医療安全管理者（医療法施行規則第１条の11 第１項第５号に基づき医療機関に配置されている者。専任、兼任を問わない。）
・その他、医療安全管理業務に従事する者
② 中国地方の各県、保健所設置市区において、医療安全に関わっている者
③ その他、医療安全に関心のある者登録方法：申し込み不要
受講証明：発行しない

※終了後アンケートへのご協力をよろしくお願いします。

注意事項：

（1）経費等

医療安全セミナー開催に要する経費は主催者の負担とし、受講にかかる通信費等については受講者の負担とする。

（2）撮影等について

録画・録音・撮影、スクリーンショットやダウンロード及び資料等の無断転用や受講用ＵＲＬの無断転載は禁止する。万が一これらの行為が発覚した場合、著作権及び肖像権侵害で対処することがある。

問い合わせ先
〒730-0017
広島市中区鉄砲町７-18　東芝フコク生命ビル２階
中国四国厚生局健康福祉部 医事課
TEL: 082-223-8204

厚生労働省
中国四国厚生局

第一部：医事紛争を防止するために知っておきたいこと（約45分×2）

大元・秋山法律事務所 弁護士　大元（おおもと） 和貴（かずき）　先生

医療現場において意図せず紛争に巻き込まれてしまう可能性は常に存在している。
本講義においては、医療現場において起こりうる紛争、主として訴訟を想定し、その基礎的知識、事前準備及び予防のために有益と考えられる事項について解説する。
また、訴訟に至らない場合でも、医療現場においてよく見られる類型の紛争についても解説を加えたい。
本講演が医事紛争防止の一助となれば幸いである。



主な経歴

2011年　中央大学大学院法務研究科　卒業
2012年　弁護士登録、大元・秋山法律事務所参画

その他役職・資格・所属等

国立大学病院の臨床研究倫理審査委員会委員
国立病院等の治験・利益相反・臨床研究倫理委員会委員
広島市建築紛争調停委員会 等

第二部：医療対話推進者の役割と業務：（約50分）

中京大学法務研究所　稲葉 一人

第三部：医療安全施策に関する令和8年度からの改正内容について：（約40分）

厚生労働省医政局医療経営改革課医療安全推進・医務指導室

厚生労働省
中国四国厚生局